

第30回農地総会議事録

開催日時	令和元年12月5日（木） 午後2時00分から午後4時30分		
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室		
出席委員	西野 幸一 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 加藤 孝幸 ・ 高橋 政継 中島 義幸 ・ 大野 哲 ・ 久保田 彦昭 ・ 山崎 茂盛 ・ 竹内 義昭 中山 忠明 ・ 松田 環 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 矢野 強 以上16名		
欠席委員	廣井 千里 ・ 中島 正根 ・ 山本 和正 以上3名		
事務局出席者	長岡事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 竹内係長 ・ 尾崎主任 ・ 谷川主任 以上5名		
農林水産課	島崎課長 ・ 守屋係長 以上2名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第6号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔通常変更〕 第7号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件〔軽微な変更〕 議案外（報告） ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 非農地証明願の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第30回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案説明資料（資料①） ○第3号議案説明資料（資料②～⑤） ○第6号議案書〔通常変更〕 ○第6号議案書〔通常変更（追加案件）〕 ○第7号議案書〔軽微な変更〕 ○令和元年度 今後のスケジュール		

開 議 会 長	(高橋政継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 2 時 00 分)) ただ今より第 30 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。中島正根委員，廣井千里委員，山本和正委員。欠席委員は 3 名でございます。委員総数 19 名中，16 名の出席でございます。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することを，ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第 20 条第 2 項におきまして，議事録には議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，池澤誠委員，大野哲委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 委 員 議 長 島崎課長	ただいまから議案の審議を行います。今月は農業振興地域計画の変更の案件がありますので，皆様の了解を得て，そちらを先に審議したいと思いますのですが，よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは最初に，第 6 号議案，高知市農業振興地域整備計画の変更の件の通常変更についてを議題といたします。 農業振興地域整備計画の通常変更の場合，農業振興地域の整備に関する法律の施行規則，第 3 条の 2 第 2 項におきまして，市長は農業委員会の意見を聴かなければならないと定められております。 今回，高知市長より意見の諮問を受けておりますので，ご審議をお願いします。 それでは，農林水産課より説明をお願いいたします。除外と編入がございますが，一括して説明をお願いします。 農業振興地域整備計画の通常変更について説明 ・除外案件 5 件：整理番号 1 電気通信設備 整理番号 2 倉庫 整理番号 3 駐車場及び資材置場 整理番号 4 太陽光発電施設

整理番号5 分家住宅

議長

・編入案件1件：整理番号1 田として耕作するため

第6号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二，第三，第四事前審査会です。

第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

除外案件の整理番号2については，計画の変更をやむを得ないものと認めました。

議長

次に，第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

除外案件の整理番号3については，計画の変更をやむを得ないものと認めました。

なお，地元の農地利用最適化推進委員から，申請地の東側と南側の道路は道幅が狭く，自動車が曲がりにくい所なので，申請地に植栽を植える際は，道路ぎわまで植えないようお願いしたい，との意見がありましたのでお伝えします。

議長

次に，第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

除外案件の整理番号1と整理番号4，整理番号5，編入案件の整理番号1については，計画の変更をやむを得ないものと認めました。

なお，除外の整理番号4については，担当区域の農地利用最適化推進委員の意見も踏まえて，計画の変更自体はやむを得ないと判断しましたが，同意書がとれていない農地があり，地域との行き違いを避ける意味でも，あらかじめ耕作者に同意をとっておくことが望ましいと考えますので，農地法の転用許可申請までに連絡をとる努力をしていただくようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより，審議に入ります。

ご意見，ご質問はございませんか。

加藤委員

申請日が5月頃のものと11月頃のものがあがるが，申請の受付は1年間に何回までと決まっていたりするのですか。

島崎課長

農林水産課での高知市農業振興地域整備計画の変更申請の受付は5月末締切と11月末締切の年2回となっております。

加藤委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

委員

(意見，質問なし)

議長

ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。

第6号議案の全ての案件につきまして，変更はやむを得ないと回答することに，ご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長

それでは，そのように回答することにいたします。

	続いて、第7号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件の軽微な変更についてを議題といたします。 それでは、農林水産課より説明をお願いします。 農業振興地域整備計画の軽微な変更について説明 ・用途区分の変更3件：整理番号1 農業用施設用地 - 整理番号2 農業用施設用地（用水路） - 整理番号3 農業用施設用地
島崎課長	
議 長	第7号議案の説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二，第四事前審査会です。 第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。
山崎委員	整理番号1と2については，計画の変更をやむを得ないものと認めました。
議 長	次に，第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	整理番号3については，計画の変更をやむを得ないものと認めました。
議 長	ありがとうございました。 それでは，第7号議案につきまして審議いたします。 ご意見，ご質問はございませんか。
西本委員	整理番号2についてですが，この用水路の構造は高知市が定める規格に適合した構造なのでしょうか。
大野委員	土地改良区としても将来的には規格に適合した水路にしてもらうよう意見しています。
西本委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	（意見，質問なし）
議 長	ご意見，ご質問がないようでしたら審議を終わります。 全ての案件につきまして，変更はやむを得ないと回答することに，ご異議はございませんか。
委 員	（異議なし）
議 長	それでは，そのように回答することといたします。 農林水産課さん，ありがとうございました。 （農林水産課 退席） 続きまして，第1号議案，農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より，議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は1件の申請が出されております。議案書は2ページから3ページをご覧ください。

案件1は、春野町弘岡上、市街化調整区域、田、293 m²外8筆、合計4,637.03 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.1-1～No.1-2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を提出していただいております。耕作計画書によりますと、譲受人は高知県立農業大学校等で農業を学び、その後個人経営の有機農業農園に6年間勤めて、有機農業に対しての実践・学びを深めてきたとのことです。また、今回の申請地は、十分な日照時間を確保できることと、市街地から近く流通の条件も整っていることから、有機農業で独立するにあたり、申請地を取得してニンニク、カボチャ、菜花等の露地野菜を主力作物として営農し、その他にも顧客のニーズに合った野菜を展開していきたいとのことです。

なお、申請地にて有機農業を行いたいとの申請者の意向があるため、事前に担当区域の農地利用最適化推進委員と、近隣の農業委員に、申請地とその周辺を確認していただいたところ、字池ノ上ノ北の5筆及び字平田の2筆については、近隣の農地で農薬を使用しているため、譲受人にはそのことを承知していただく必要があるとのご意見をいただきました。

事務局より、その旨を申請者の代理人に伝えたと、これらの農地については周囲の耕作条件に合わせた営農を行い、周辺農地の営農に悪影響が生じないようにするとのことでした。

その他の農業経営状況等について、申請書の別添によりますと、農機具についてはトラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は現在所有及び借り入れしている農地はありませんが、農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に父と母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

なお、本件譲受人の現在の経営面積は0 m²となっておりますが、今回の申請が許可となりますと、経営面積が4,637.03 m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

以上、本案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議 長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは、第1号議案につきまして審議いたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 当該案件について、許可するといたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	当該案件について、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は1件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。 案件1は、五台山、畑、14㎡外1筆、合計31㎡を、墓地と駐車場2台分に転用するという内容の申請です。現地案内図は、No.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、北側が墓地に、南側が駐車場に転用する予定となっております。 農地の区分につきましては、申請地は令和元年11月6日付けで農用地区域の指定から除外されており、甲種、1種、2種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、その他の農地に該当し、第2種農地として取り扱うのが適当であると判断しております。 それでは、事業計画の内容等について説明しますので、本日机上配布しております資料のうち、右肩に①と書かれたものをご覧ください。 資料1枚目と2枚目の事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由および転用の必要な理由としては、現在の先祖墓地は申請地から東に50メートルほど離れた場所にあります。敷地内に墓地を新設する余裕がないことから、自己所有地である本件申請地に墓地を新設することとしたものです。なお、既存の墓地についてはそのまま利用することです。 続きまして、資料3枚目と4枚目の土地利用計画図をご覧ください。 計画の概要としましては、墓地は9㎡の範囲に高さおよそ24センチの段を設け、そこに納骨堂1基、墓誌1基、物置台1基を設置します。また、進入口は南側里道より自己農地を通して進入し、申請地の内、南側部分については駐車場として利用します。当該駐車場につきましては、申請地南側に隣接している里道の道幅が非常に狭く、墓参りの際に路上駐車をしてしまうと、他の車両の通行を妨げてしまうため、自家用車2台分の駐車スペースを確保する計画です。 造成計画としましては、申請地周囲は五台山の北斜面にあり、申請地そのものが北向け

に下っている急傾斜地になっておりますので、南側里道の高さまで最大で2.2メートルの嵩上げを行い、墓地の周囲及び駐車場部分については碎石敷きとします。また、墓地と駐車場部分に挟まれた農地との境界部分は地面にロープを張って明示します。それ以外の農地との境界部分は、嵩上げによりコンクリートブロックで擁壁を施工するため、問題なく明示されるものと考えております。また、墓地と駐車場部分に挟まれた農地についても通行のため嵩上げを行います、ミカンを植えて引き続き農地として耕作します。

続きまして、排水計画についてご説明いたします。

墓地と駐車場への転用であるため、生活排水は発生せず、雨水は自然浸透により排水しますが、溢れた雨水についても自己の農地へ排水します。

周辺の状況としましては、東側と西側は自己所有地を挟んで畑となっておりますが、隣地所有者の同意書が添付されております。南側は里道を挟んで高知県の所有する土地があり、北側は約90メートルの自己所有地を挟んで畑がありますが、十分な距離があり、周囲に被害を及ぼす恐れはないものと考えます。なお、北側の畑についても、農地所有者の同意書を添付いただいております。

土木委員の意見につきましては、隣地所有者として土木委員から同意書も提出されているため、問題ないものと判断しております。

資金証明書類として、本件申請者名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件の転用に必要な資金を十分に賄えることを確認しております。

他法令については、高知市環境保全課に墓地経営許可申請中です。

以上で第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

案件1については、農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

第二事前審査会の報告が終わりました。

それでは審議に入りますが、この案件は転用予定者が、農業委員のご家族にあたります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項では、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、と定められておりますので、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。

(該当委員 退席)

それでは、審議に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

委員
議長

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

それではそのように決定いたします。

事務局は退席している委員を呼んでください。

(該当委員 着席)

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

尾崎主任

今日は、4件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧ください。

案件1は、朝倉丙、畑、20㎡を、墓地に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、甲種、1種、2種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であり、農振法による農用地区域の指定も受けていない農地であるため、その他の農地に該当し、第2種農地として取り扱うのが適当であると判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、お配りしております資料のうち右肩に②と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、申請者が墓地を建立するにあたり、先祖代々の墓地の周辺に新たな墓地を建立するスペースがなく、また、その先祖代々の墓地周辺の土地が崩壊する恐れがあったため、先祖と申請者夫婦、また子どもたちが入れる墓地を、安全な場所に建立したいと考えていたところ、譲受人の兄弟である譲渡人より贈与の申出があったことに加えて、本件譲受人が死去した後も、高知市内に住む申請者の長男が祭祀承継できることから、本件申請地を選んだとのことでした。

続きまして2枚目の土地利用計画図をご覧ください。土地の利用計画としましては、9㎡の範囲に納骨堂と墓誌を設置し、その周辺部分は砂利敷きとする計画となっております。申請地西側のスペースには先祖代々の墓地を改葬し、竿石を設置する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地北側の道路から申請地南側の譲渡人の農地を通り進入する計画となっており、譲渡人からの通行承諾書が添付されております。

続きまして、排水計画についてご説明いたします。墓地への転用のため申請地から出る排水は雨水のみであり、自然浸透で排水する計画であるとのことでした。

申請地周辺の状況としましては、西側は譲渡人の農地を挟んで畑となっておりますが、

申請地より高い場所にあり、申請地との間に倉庫と通路を挟んでいるため、当該畑の営農に支障を来す恐れはないと考えるとのことです。

添付書類につきましては、資金証明書類として譲受人の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を十分に賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

他法令の手続きとしましては、高知市環境保全課に墓地経営許可の申請中となっております。

案件1の説明は以上です。

続きまして案件2は、池、畑、5,834 m²のうち1,383.58 m²外4筆、合計9,025 m²の内1838.3 m²を、賃借人が経営する病院の従業員用駐車場に転用するため、賃借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図は、No.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。部分転用となっておりますが、土地全体との位置関係については、後ほど机上配布しております資料に沿ってご説明いたします。

農地の区分につきましては、申請地は農振農用地区域内の農地ではなく、甲種、1種、2種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、その他の農地に該当し、第2種農地として取り扱うのが適当であると判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明しますので、本日机上配布しております資料のうち、右肩に③と書かれた資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、賃借人は病院や診療所の経営を目的とした医療法人で、大津バイパスにある高須病院を経営しています。

高須病院では、以前から、患者・関係業者及び従業員の駐車場が不足していたため、病院付近で駐車場用地を探しておりましたが、近所では土地が見つからず、やむを得ず範囲を広げて条件に合う土地を捜していたところ、面積等が条件と合ったため、本件申請地を選んだとのこと。

現在高須病院の従業員が駐車しているスペースを本件申請地に移すことで、患者及び関係業者用の駐車スペースを確保しようという計画となっております。

続きまして、さきほど現地案内図のご説明の際に申し上げておりましたが、申請地とその周辺の土地との位置関係についてご説明いたします。資料2枚目の開発区域図をご覧ください。

土地ごとに色分けをしており、土地の形状を同じ色の外枠で表しています。その中の塗りつぶしたところが、部分転用をする箇所となっております。土地としては5筆あります

が、その全てに転用する部分がかかっているような状況です。

続きまして、土地利用計画等についてご説明いたします。資料 3 枚目の計画平面図及び排水計画図をご覧ください。ピンクで囲っている部分が本件申請地で、青い線が、今回の転用に伴って新設する排水路です。

申請地北東部分にあります、進入路北側に新設する排水路の一部に、赤色で示している所があるかと思います。図面だけでは少しわかりにくいですが、申請地周囲は一面が栗畑になっておりますので、今回の転用に伴って進入路に排水路を設置してしまうと、栗畑への進入に支障を来す恐れがあるため、当該赤色に着色している箇所、長さ 4 m のグレーチングを設置して、栗畑への進入に配慮した計画になっております。なお、申請地南側の栗畑には申請地通路部分のどこからでも進入できるようになっております。

図面の青い矢印は申請地全体の排水勾配を表しています。今回新設する排水路に向けて矢印が向いているのがおわかりいただけるかと思います。

申請地の転用計画としましては、図面の駐車場部分の北西の所に、職員の送迎用のマイクروبス 3 台分があり、その他の部分は従業員駐車場 27 台分に転用する計画となっております。

土地の造成は、現状の地盤から最大 35 cm までの盛土、及び最大 44 cm までの切土を行い、全面をアスファルト舗装にする計画です。

申請地への進入は、申請地北東側の高知市道より進入する計画となっております。

続きまして、排水計画についてご説明いたします。露天駐車場への転用ですので、生活排水は発生せず、雨水は申請地内に新設する排水路から、申請地への進入路部分の東の端にある既設集水桝を経由して、申請地東側の市道側溝に排水します。

申請地周辺の状況についてご説明いたします。資料は 2 枚目の開発区域図をご覧ください。

申請地東側は貸人所有の果樹園及び高知市道、西側は貸人所有の果樹園を挟んで高知市所有の山林、南側は宅地及び貸人所有の果樹園、北側は貸人所有の果樹園となっております。

従いまして、申請地周辺の農地は、全て本件貸人の農地であり、先ほど申し上げましたとおり、排水路も完備し、貸人所有の栗園への進入経路も確保する計画となっておりますので、被害防除措置としては、十分に配慮されたものであると考えます。

続きまして添付書類についてご説明いたします。資金証明書類については金融機関の残高証明書が添付されており、今回の転用に必要な資金を十分に賄えることを確認しております。

また、本件賃借人は法人ですので、賃借人の法人登記及び法人定款が添付されております。

す。

土木委員の意見につきましては、不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

他法令の手続きについてご説明いたします。道路法については、進入口の市道側溝は既に蓋掛けされており、また、申請地内にある既設の集水桝を通じて市道側溝に排水するため、市道に関連して、新たに占用したり工事したりする必要性もないため、道路法に関する許可は不要です。

都市計画法については、開発許可不要であることを確認しております。

土地保全条例の届出については、高知市都市計画課と協議の上、届出準備中とのことです。

案件2の説明は以上です。

続きまして、議案書8ページにまたがります案件3は、春野町弘岡上、登記地目田、現況畑、285㎡外1筆、合計324㎡を、本件の借人が自己住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、令和元年11月6日付けで農用地区域から除外されており、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、既存集落に接続して分家住宅を建築するものであるため、第1種農地の不許可の例外に該当するものと考えております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、机上配布しております資料のうち右肩に④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は現在の住居が手狭になったため、新しい住居を建築する必要があり、高齢になった両親の老後の面倒を見るため、両親の家に近い申請地を選んだとのことでした。

続いて、土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、建築面積96.88㎡の木造平屋建て住宅1棟と、駐車場2台分、洗濯物干場に転用する計画です。

造成計画については、嵩上げは行わず、駐車場部分は砂利敷きとし、その他は現状のままとする計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地北側の市道から既設通路橋を通過して進入する計画となっております。

申請地から発生する排水の処理については、生活排水は敷地西側に設置する浄化槽から、雨水は敷地内3カ所に設置する雨水集水桝から、それぞれ敷地内に埋設する排水管を通過して申請地北側の水路へ排水する計画となっており、水路管理者である高知市の排水同

意書が添付されております。

なお、排水管を水路に接続することについては、高知市管財課より占用許可を取得済みです。また、敷地内に排水管を埋設することについては、貸人の承諾書が添付されております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側、南側は貸人の田、西側は宅地及び貸人の田、北側は市道、水路を挟んで宅地となっております。申請地周囲に隣接する農地は貸人所有の農地のみであり、また、東側と南側は、貸人の田を挟んで別の方が所有する田もありますが、貸人の田を挟んだ東の田は、所有者の同意書が添付されており、貸人の田を挟んだ南の田は、申請地からは約9m離れているため、本件転用に関して悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、分家住宅の開発許可を得るため、高知市都市計画課に許可申請中です。

その他の添付書類についてご説明いたします。資金証明書類については、住宅ローンを受けられることを確認できる金融機関の文書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見としましては、問題なしとの意見を事務局にて確認しております。

案件3については以上です。

続きまして案件4は、春野町西分、田、231㎡外1筆、合計390㎡を、事業所の駐車場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色に塗った所が一体利用地である既存の事業所駐車場です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、2種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であることから、その他の農地に該当し、第2種農地として取り扱うことが適当であると判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布している資料のうち、右肩に⑤と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人は砂利・砂の売買や一般貨物自動車運送事業等を行っている法人であり、現在申請地の南側を事業に使用する大型ダンプ5台の駐車場として利用しているとのことですが、ドライバーの自家用車両を置くとダンプの出入りや回転に支障をきたしている状況とのこと。また、営業車両2台の増車も計画しており、ドライバーの自家用車両を置くスペースも追加で確保する必要があるため、現在の駐車場から市道を挟んだ北側にある本件申請地に駐車場を拡張する計画をしたとのこと。

続いて、土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、営業車両2台、ドライバークの自家用車両7台分の駐車スペースと、回転場及び通路に転用する計画です。

造成計画については、申請地南側の市道と同程度の高さまで、50 cm～100 cm嵩上げする計画で、西側の水路沿いはブロックを2段、東側の水路沿いはブロック1段を設置し、北側の水路沿いは約1 mの法面仕上げにて、水路への土砂流出を防止するとのことです。また、全面砂利敷で整地する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地南側に9 mの出入り口を設け、西側の県道から南側に隣接する市道を経由して進入する計画となっております。

排水の処理については、洗車による排水及び雨水は自然浸透及び東側に隣接する既設水路、申請地南東に隣接する市道側溝へ排水する計画となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は青線を挟んで田、西側は青線、県道を挟んで山林、南側は市道を挟んで譲受人の一体利用地である駐車場、北側は青線を挟んで畑となっております。被害防除計画の対象となるのは、申請地東側の青線を挟んだ先にある田と、北側の青線を挟んだ先にある畑となりますが、いずれも土地所有者の同意書が添付されております。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可の申請及び土地保全条例の届出は不要であることを確認済とのことです。

その他の添付書類についてご説明いたします。本件の譲受人は法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。また、一体利用地である既存駐車場の土地は、譲受人の名義ではないため、土地所有者から譲受人に土地を貸していることを確認できる賃貸借契約書が添付されております。

資金証明書類については、譲受人名義の預金通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見としましては、土地を嵩上げすることによって東側の河川の下流に影響が出ないよう、十分確認をしたうえで転用するようにとのことです。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議 長

第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第二、第四事前審査会です。

第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長

続いて、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した

	結果、許可相当と認めました。
議 長	続いて、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件3と案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。
	それでは、第3号議案につきまして審議いたします。
	ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件1、2、4については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付すること、また、案件3については、第1種農地の申請ですので、県ネットワーク機構に諮問したのち、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのように決定いたします。
	続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。
	事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主任	今月は1件の申請が出されております。議案書は10ページを、現地案内図はNo.7をご覧ください。
	案件1は、春野町弘岡下、田、2筆、合計290㎡を、住宅に転用するため、贈与により所有権を移転するという内容で、平成30年2月14日付けで農地法第5条の許可を得て、その後、土地の嵩上げ高を増やす、という内容で事業計画の変更申請があり、平成30年5月2日付けで承認されていた土地ですが、今回提出された変更申請では、贈与による所有権移転ではなく、使用貸借権の設定に変更したいという内容になっております。
	変更の理由としましては、申請人の都合により贈与による所有権移転ではなく、使用貸借権の設定による土地の貸付に契約を変更したためとのことで、現地はすでに当初の計画通りに住宅を建築済となっております。
	なお、贈与から使用貸借権の設定に変更することについては、土地所有者が同意している旨の申立書が添付されております。
	以上で、第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。
	案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたしま

川澤委員

す。

案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、変更を承認することが妥当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。

それでは、第 4 号議案につきまして審議いたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 1 については、変更を承認することが妥当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

それではそのように決定いたします。

続きまして、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

尾崎主任

議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書 40 ページ、案件 60 の 1 反当たりの対価の欄が 42,159 円となっておりますが、正しくは 100,000 円です。議案書の訂正をお願いいたします。

また、第 5 号議案に関しまして、申出書に記載されている利用権設定の開始時期を見間違えていたため、議案書への掲載が抜かっていた案件が 1 件あり、本日、追加議案という形で皆様のお手元にお配りさせていただいております。事務の不備について、重ねてお詫びいたします。大変申し訳ございませんでした。

今月は全体で 62 件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が 33 件、更新設定が 26 件、所有権移転の案件が 3 件となっております。

まずは、本日お配りしている追加議案の内容からご説明いたします。

追加議案の表紙を一枚めくっていただくと、利用権設定の総括表がございます。こちらの総括表が、抜けていた案件も含めた総括表になっておりますので、内容をご説明いたします。

今月は、利用権を設定する者が 57 人で延べ 61 人、利用権の設定を受ける者が 40 人で延べ 61 人となっています。

土地の内訳は、田が 177 筆で、125,148.35 m²、畑が 19 筆で、12,318 m²、合計で、137,466.35 m²です。

設定の内訳は、新規設定が 109 筆で 75,746 m²、更新設定が 87 筆で 61,720.35 m²となっ

ています。

下段の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については説明を省略させていただきます。

総括表の次のページに、掲載が抜かっていた利用権設定の案件を掲載しておりますので、先にこの案件についてご説明いたします。

案件 62 は、布師田、田 1,328 m²外 4 筆、合計 3,972.45 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から、令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、賃借権を更新するものです。

以上が追加議案の内容となります。ここからは、通常の議案書に沿ってご説明いたしますので、議案書 12 ページをご覧ください。

最初に、所有権移転の総括表についてご説明いたします。

今月は、売り手が 3 人で、買い手が 3 人となっております。土地の内訳は、全部で田が 7 筆で、合計 4,755 m²です。下段の表には地区別にまとめた表となっておりますので、ご確認ください。

なお、次の 13 ページに掲載している利用権設定の総括表につきましては、さきほどご説明いたしましたので、説明を省略いたします。

それでは、利用権の新規設定の案件と、所有権移転の案件の内容をご説明いたしますが、今回は議案の数が多いので、議案書の案件番号に沿って、順番にご説明いたします。議案書は 14 ページをご覧ください。

案件 1 は、鏡草峰、田、111 m²外 3 筆、合計 4,008 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、使用貸借権を設定する案件です。

続きまして、議案書 15 ページの案件 3 は、五台山、登記地目田、現況畑、251 m²外 3 筆、合計 1,440 m²を、売買により所有権を移転しようとするものです。

本案件は、令和元年 8 月 22 日に譲渡人よりあっせんの申し出があり、令和元年 10 月 21 日に J A 高知市五台山支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、議案書に記載している金額は 1 反当たりの価格に割り戻した額となっております。

続きまして、議案書 15 ページから 16 ページにまたがる案件 4 は、農地中間管理機構が中間管理権を設定し、農地を借り受ける案件となっております。

申請地は、五台山、田、465 m²外 5 筆、合計 3,324 m²で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間、使用貸借権を設定するものです。なお、最終貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 18 ページにまたがり案件 5 は、屋頭、田、757 m²外 15 筆、合計 9,662 m²で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間、賃借権を設定

するものです。なお、議案書の備考欄に被相続人の名称を記載している土地については所有権が未相続の土地となっており、相続権者のうち過半数の持分を有する方からの同意が得られていることを確認しております。

続きまして、議案書 19 ページにまたがります案件 6 は、屋頭、田、224 ㎡外 6 筆、合計 4,591 ㎡で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、案件 7 と案件 8 は、賃借人が同一の案件となっておりますのでまとめてご説明いたします。案件 7 は屋頭、田、224 ㎡外 1 筆、合計 835 ㎡を、案件 8 は同じく屋頭、田、145 ㎡を、いずれの案件も令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書 20 ページの案件 10 と案件 11 は、賃借人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。案件 10 は長浜、畑、1,874 ㎡を、案件 11 は長浜、畑、142 ㎡外 1 筆、合計 1,428 ㎡を、案件 10 は令和 2 年 1 月 1 日から 10 年間、案件 11 は令和 2 年 1 月 1 日から 5 年間、賃借権を設定するものです。

なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は現在、国の新規就農者支援制度を受けながら、生姜農家で研修を受けており、独立後は生姜農家として生計を立て、経営農地の拡大を図っていききたいとのことです。

また、案件 10 の対象地と、案件 11 の対象地の一部は、今回の賃借人とは別の方に賃借権が設定されておりましたので、あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規程に基づく合意解約通知が提出されており、解約手続きの完了後、本件申請にて利用権の設定を行うものです。

それぞれの合意解約通知については、後ほど改めてご報告いたします。

続きまして、議案書が少し飛びまして 23 ページをご覧ください。案件 17 をご説明いたします。議案書 23 ページから 25 ページにまたがります案件 17 は、布師田、田、1,150 ㎡外 9 筆、合計 7,524 ㎡で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、賃借権を設定するものです。なお、全ての申請地が 2 名の共有名義となっておりまして、共有者全員の同意があることを確認しております。

次に、議案書 26 ページをご覧ください。案件 20 については、所有権移転の案件となっております。申請地は、布師田、田、1,137 ㎡外 1 筆、合計 2,297 ㎡で、売買により所有権移転するという内容です。

本案件の申請地は、平成 30 年 1 月 23 日に土地所有者よりあっせんの申し出があり、令和元年 11 月 1 日に農地等あっせん相談員立ち合いのもと、農地銀行によるあっせん会議

を開催し、当事者間で売買の条件がまとまったものです。なお、所有権移転の時期は、1月24日の予定となっており、売買金額は総額で280万円です。議案書に掲載している売買金額は、1反当たりの価格に割り戻しておりますので、ご注意ください。

なお、本案件につきましては、対象地に別の方の賃借権が設定されておりましたので、事前に合意解約通知が出され、解約手続きの完了後、あっせん会議を開催しております。合意解約の件は後ほど改めてご報告いたします。

続きまして、議案書27ページにまたがります案件21は、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける案件です。申請地は、布師田、田、541㎡外7筆、合計2,887㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、賃借権を設定するものです。なお、最終貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定となっております。

続きまして、議案書29ページをご覧ください。

議案書29ページから30ページにまたがります案件25は、高須、田、1,887㎡外8筆、合計7,317㎡を、令和2年1月1日から令和11年12月31日までの10年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書31ページの案件27は、介良甲、田、677㎡外1筆、合計1,066㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、案件30は、介良乙、田、990㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書32ページの案件32は、介良乙、田、712㎡外3筆、合計2,408㎡を、令和2年1月1日から令和11年12月31日までの10年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、案件33は、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける案件となっております。申請地は、介良丙、田、1,180㎡を、令和2年1月1日から令和11年12月31日までの10年間、使用賃借権を設定するものです。なお、最終貸付予定者は、現地で水稻を栽培する計画となっております。

続きまして、案件34は、大津甲、田、499㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書34ページの案件37は、大津乙、田、439㎡外1筆、合計895㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間、使用賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書35ページにまたがります案件38は、大津乙、田、829㎡外7筆、合計3,508㎡を、令和2年1月1日から令和11年12月31日までの10年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、案件39は、大津乙、田、724㎡を、令和2年1月1日から令和6年12月

31 日までの 5 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、案件 40 は農地の所有権移転の案件となっております、申請地は、大津乙、田、1,018 m²です。

本案件の申請地は、平成 30 年 2 月 13 日に土地所有者よりあっせんの申し出があり、令和元年 11 月 11 日に農地等あっせん相談員立ち合いのもと、農地銀行のあっせん会議を開催し、当事者間で話がまとまったものです。

所有権移転の時期としては来年の 1 月 24 日の予定で、売買代金は総額で 200 万円です。議案書に記載している代金は、1 反当たりの額に割り戻していますので、ご注意ください。

なお、本案件につきましては、対象地に別の方の賃借権が設定されておりましたので、事前に合意解約通知が提出され、解約手続きの完了後、あっせん会議を開催しております。合意解約の件は後ほど改めてご報告いたします。

続きまして案件 41 は、春野町弘岡上、田、624 m²外 1 筆、合計 1,268 m²を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して、令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間、使用賃借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で露地野菜を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 35 ページから 36 ページにまたがります案件 42 は、春野町弘岡中、畑、58 m²外 3 筆、合計 1,216 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして案件 44 は、春野町弘岡下、田、1,057 m²外 1 筆、合計 1,238 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして案件 46 は、春野町弘岡下、田、1,094 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書 37 ページの案件 48 は、春野町弘岡下、田、1,014 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして案件 49 と、議案書 38 ページにまたがります案件 50 は、賃借人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明します。

議案書 37 ページの案件 49 は、春野町弘岡下、田、1,299 m²を、議案書 38 ページにまたがります案件 50 は、春野町弘岡下、田、79 m²外 3 筆、合計 1,416 m²を、両案件とも令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間、賃借権を設定するものです。

なお、本件賃借人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

続きまして案件 51 は、春野町弘岡下、田、836 m²を、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間、賃借権を設定するものです。

続きまして案件 53 は、春野町芳原，登記地目田，現況畑，1,731 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間，賃借権を設定するものですが，第四事前審査会の際にご説明したとおり，申請内容と現地の利用状況が異なっているため，申請者に確認を取っておりましたところ，今回の申請は取り下げることとして，あらためて来月の総会でご審議いただくこととなりました。取り下げ願いについては 12 月 3 日付けで事務局にて受理しております。

続きまして案件 54 は，春野町東諸木，田，2,383 m²のうち 1,188 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間，賃借権を設定するものです。

なお，本件の申請地は未相続地となっておりますが，相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件 55 は，春野町東諸木，田，1,733 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までの 15 年間，賃借権を設定するものです。

なお，本件の申請地は未相続地となっておりますが，相続権者は賃貸人のみであることを事務局で確認しております。

続きまして議案書 39 ページと 40 ページの案件 59 と案件 60 は，借人が同一の関連案件ですので，まとめてご説明します。

案件 59 は，春野町西畑，田，3,596 m²のうち 2,596 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間使用賃借権を設定し，案件 60 は，春野町西畑，登記地目田，現況畑，4,344 m²のうち 2,372 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間賃借権を設定するものです。

続きまして，案件 61 は，春野町森山，田，1,127 m²外 1 筆，合計 1,880 m²を，令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間，賃借権を設定するものです。

なお，本件賃借人の法人は農地所有適格法人ではなく，解除条件付きの貸借となるため，農地を適正に利用していない場合に賃貸借を解除するという，解除条件を定めた賃貸借契約書が添付されております。その他，解除条件付貸借の要件を満たしている法人であることを事務局にて確認しております。

以上，案件 53 を除いて，計画の内容は，経営面積・従事日数等，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

本会で計画が妥当なものであると議決されますと，令和 2 年 1 月 1 日付けで高知市が公告し，効力が発生するものです。

以上で第 5 号議案の説明を終わります。

竹内係長

本日，追加案件として挙げさせていただきました案件 62 について，説明の補足をさせていただきます。申請地が布師田であることから，布師田地区の農地利用最適化推進委員

	に事務局の方で意見を伺っております。更新設定の案件であり、特に問題はないとのことでした。
議 長	第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査の西野副委員長から報告をお願いいたします。
西野委員	案件1については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件2から案件11の第二事前審査会該当分については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4から案件6の第三事前審査会該当分と、案件12から案件40については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件41から案件61については、計画を妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 案件8、29、30、31は、申請者が、農業委員となっておりますので、先にこの案件のみを審議することといたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのようにいたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項では、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、と定められておりますので、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。 (該当委員 退席) それでは、審議に入ります。案件8、29、30、31について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件8、29、30、31について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	この案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに決定いたします。 事務局は退席している委員を呼んでください。 (該当委員 着席)
議 長	残りの審議に戻ります。それ以外の案件について、ご意見やご質問がありましたらお願い

委員
議長

いたします。なお、案件 53 については、先程事務局からも説明がありましたとおり、取下願が提出されているため、審議から除外いたします。

(意見、質問なし)

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件 53 と先程審議した以外の案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

案件 53 と先程審議した以外の案件について、計画を妥当なものと決定することに決定いたします。

議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

尾崎主任

それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。

まず、①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件についてご報告いたしますので、議案書は 42 ページをご覧ください。

今月は 4 件の届出があり、地区の内訳は、旭が 1 件、秦が 1 件、中央が 2 件です。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により届出を受理し、届出者に受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は 44 ページをご覧ください。

今月は、6 件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が 3 件、鴨田が 1 件、議案書 45 ページに一宮が 1 件、高須が 1 件です。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理し、届出者に受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、47 ページをご覧ください。

今月は、22 件の届出が出されております。地区の内訳は、議案書 50 ページまでにまたがりまして、朝倉が 5 件、議案書 51 ページにまたがりまして旭が 6 件、議案書 52 ページにまたがりまして、初月が 2 件、議案書 53 ページにまたがりまして鴨田が 2 件、潮江が 1 件、五台山が 1 件、一宮が 1 件、議案書 54 ページから 55 ページにかけて高須が 2 件、介良が 1 件、大津が 1 件となっております。

なお、議案書 51 ページの案件 11 の届出地については、対象地に賃借権が設定されておりましたので、事前に農地法第 18 条第 6 項の規程に基づく合意解約通知が提出されております。当該合意解約通知に関しては、後ほどご報告いたします。

また、議案書 55 ページの案件 22 については、建売住宅を建築するという内容で 5 条届

出が出され、受理しておりましたが、住宅の建築は行わず、分譲宅地の造成までにするという内容に切り替えたいということで、一度当初の届出を取消してから、再度5条届出があったものです。当該5条届出の取消については後ほどご報告いたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理し、届出者に受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件をご報告いたします。議案書は57ページをご覧ください。今月は10件の合意解約通知の提出を受けております。

地区の内訳は、旭が1件、長浜が2件、布師田が1件、大津が2件、議案書60ページまでまたがりまして、春野が4件となっております。

なお、案件1の旭の土地が、さきほど5条届出の報告の際に説明いたしました合意解約で、長浜の2件が、さきほど第5号議案の案件10と案件11の説明の際に説明いたしました合意解約で、案件4の布師田の土地と、案件5の大津の土地が、さきほど第5号議案で説明いたしました、あっせん会議の前にあらかじめ合意解約の手続きをした件です。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により合意解約通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件をご報告いたします。議案書は62ページをご覧ください。

今月は、24件の証明願いが出されております。地区の内訳は、朝倉が1件、五台山が1件、介良が2件、大津が1件、議案書66ページまでまたがりまして、春野が19件です。

全ての証明願いについて、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれの案件も、非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

最後の⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。

議案書は68ページをご覧ください。まず、農地法第5条の届出が取り下げとなった案件で、地区は朝倉となっております。該当の5条届出は、事務局にて即日取り下げ願いを受理し、届出書一式は返却しております。

続きまして、議案書69ページをご覧ください。こちらは、さきほど5条届出の報告の際にご説明いたしました、取消しの件です。取消しの経過はさきほどご報告したとおりです。

該当の5条届出は既に受理通知をしておりましたので、11月7日に取消願いが出され、同日付けで届出の取消し処理をしております。

議 長 委 員 議 長	以上で議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 (意見、質問なし) ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。
事 務 局 連 絡	(令和元年度 今後のスケジュールについて説明)
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地総会は令和2年1月7日(火)を予定しております。
閉 会 議 長	以上で第30回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時30分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 2 年 4 月 7 日

議 長

葛橋政継

議事録署名委員

大野 哲

議事録署名委員

池澤 誠

議事録作成者

谷川 大志